

第13

生命保険関係

1 地震による死亡と生命保険契約に基づく
保険金

Q194

今回の震災で一家の柱である父を失いました。生命保険に入っていたようですが、どのような保険金が支払われるのか基本的な説明をして下さい。

A

- (1) 一口に生命保険契約といっても、各人が生保会社との間で締結した契約内容によってそれぞれ異なりますので、最近加入された場合の一般的な契約内容に従ってご説明します。
- (2) 通常は、主契約として、養老保険又は終身保険に各種の定期保険特約を組み合わせたものが基本になっています。これらに基づいて支払われる死亡保険金は、普通死亡保険金といわれます。
- (3) また、(2)の主契約に、不慮の事故を原因とする各種の保険事故に対する保険金や給付金の支払を行う特約を付けるのが普通です。これらの特約のうち典型的なものは、災害割増特約・傷害特約・災害

入院特約などです。したがって、各特約に基づいて、それぞれの保険金・給付金が支払われることとなります。

- ① 災害により死亡又は高度障害状態になったときは、災害割増特約・傷害特約に基づく災害死亡保険金・高度障害保険金が支払われます。
- ② 災害により約款所定の一定の障害に該当したときは、その程度に応じた障害給付金の支払や保険料の払込免除が行われます。
- ③ 災害により約款所定の入院をした場合には、一定の入院給付金などが支払われます。

Q195

生保会社と保険契約を結んでいたはずですが、保険証券が焼失してその内容がはっきりしません。どうしたらいいでしょうか。

A

- (1) 保険証券を焼失・紛失して手元がない場合には、生命保険会社に問い合せて下さい。その場合、生保会社のコンピューター入力項目の関係上、最低限、被保険者の氏名と生年月日を伝えることが必要です。
- さらに、契約者名や生命保険会社が契約ごとに付している番号(証券記号番号)がわかっている場合は伝えて下さい。
- なお、契約を勧誘した営業職員の方と連絡が取れるなら、その方に聞く方が早道かもしれません。
- (2) 保険証券が手元にある場合
- 生命保険会社は、契約が成立すると契約者に「保険証券」を送付

します。保険証券には、契約者、被保険者、死亡保険金受取人はもちろん、保険金額、給付日額、保険期間などの契約内容が具体的に記載されています。

- (3) なお、保険証券は、手形や株券などと異なって有価証券ではなく、契約の成立と契約内容を証明するための証拠証券にすぎませんから、再発行をしてくれます。今後、保険金受取人の変更や契約貸付・解約などの手続をする場合に必要となりますので、その再発行手続をしておいて下さい。

2 普通死亡保険金

Q196

普通死亡保険金とはどのような保険金をいうのでしょうか。

A

(1) 普通死亡保険金とは、主契約の死亡保険金と各種定期保険特約に基づく死亡保険金をいいます。

- ① 主契約に基づく死亡保険金とは、定期保険特約を付加する基本の契約(主契約。通常は養老保険か終身保険)に基づいて支払われる死亡保険金です。
- ② 定期特約に基づく死亡保険金は、主契約に付加した定期保険特約、生存給付金定期保険特約、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約などの定期特約に基づいて支払われる死亡保険金です。定期保険特約は、家族に対する責任の重い期間(たとえば、夫が60歳になるまでとか、契約加入時から25年間のように、家族構成的に生計

費が多くかかる時期)を重点保障するものです。

- (2) 普通死亡保険金の額は、保険証券の非災害死亡時の欄に明記されています。

この保険金は、地震による死亡かどうかを問わず、死亡した事実に基づいて支払われるもので、通常、問題なく支払われます。

ただし、今回の震災では、高齢者の方に死亡事故が集中しており、定期保険特約の保険期間を経過している場合も多いと思われます。ちなみに、2月17日付朝日新聞では、今回の年齢のわかっている死亡者5368人のうち60歳以上の犠牲者が51%を占めていると報じられています。

3 災害による死亡保険金、障害給付金、入院給付金

Q197

災害による死亡保険金などについて説明して下さい。

Q(1) 災害に基づく死亡保険金・障害給付金について説明して下さい。

A

(1) 前に述べたとおり、最近の生命保険契約では災害割増特約や傷害特約を付加するケースが多く、被保険者が今回の震災のような不慮の事故(急激かつ偶発的な外来の事故)により死亡したときは、普通死亡保険金のほかに、災害死亡保険金が支払われます。

地震による家屋倒壊のための圧死、火災による死亡などは、まさに不慮の事故による死亡として災害死亡保険金が支払われます。

災害死亡保険金の額については、保険証券の災害死亡時の欄に明記されています。

- (2) 傷害特約に基づいて、死亡に至らない場合でも、約款所定の身体障害が生じた場合（いわゆる後遺症）には、死亡保険金に対する一定割合の障害給付金が支払われます。

Q(2) 災害による入通院や手術に対する給付金について説明して下さい。

A 前述のとおり、最近では、保障ニーズの拡がりに対応するため、災害による怪我などで入院したり、手術を受けたときに、一定額の災害入院給付金や手術給付金を支払う特約を付加するのが普通です。

代表的なものをあげれば、次のとおりです。

① 災害入院特約

不慮の事故を直接の原因として、5日以上継続して入院したときに、1入院につき120日を限度（通算700日まで）として、一定の災害入院給付金が支払われます。

日本生命の平成4年9月25日以後の契約では、（入院日数－入院開始日からその日を含めて4日）×約定日額が支払われます。ただし、昭和62年4月2日から平成4年9月25日までの契約は、入院日数×約定日額が給付され、1日目から給付の対象になっています。

② 入院医療特約

日本生命の平成4年9月25日以後の特約では、疾病による入院についても、災害入院特約に基づく入院給付金とほぼ同じ条件で疾病入院給付金が、また、手術した内容に応じて手術給付金が支払われます。ただし、昭和62年4月2日から平成4年9月25日までの契約では、20日以上入院は、1日目から疾病給付金の対象となります。

なお、一部マスコミでは、今回の地震被災者に限り、1日でも入院すれば入院給付金が支払われるかのような報道がなされましたが、これは旧特約と新特約の内容を混同して報道したためと思われる。

③ 通院特約（平成4年6月25日以後発売分）

災害又は疾病により5日以上継続して入院した後、その退院の翌日から120日以内の通院について、その通院1日目から通院給付金が支払われます。

Q(3) 地震の場合本来の支払額を削減される可能性があると言いましたが。

A 約款では、災害に基づく災害死亡保険金や各種給付金について、地震、噴火または津波により、死亡又は身体障害状態に該当した場合で、その原因により保険事故に該当した被保険者の数の増加がこれら特約の保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、災害保険金を削減して支払うか、これら保険金を支払わないと定めています。

しかし、各生命保険会社とも、今回の大震災には、この地震削減条項を適用しないとしています。したがって、保険金が削減されることはありません。

4 地震によって保険料の支払が困難となった場合の措置

Q198

震災により保険料が払えなくなった場合、払込みを免除される場合がありますか。

A

不慮の事故により被保険者に一定の身体障害が生じた場合には、将来の保険料の払込みを免除する制度があります。

この保険料支払免除制度は、各生保会社所定の様式による医師の診断書の提出が必要なので、各会社から診断書用紙を取り寄せて下さい。この制度に関する限り、地震による簡易な取扱いはありません。

なお、約款では、保険金と同様、「地震、噴火又は津波によるとき」は、保険料の一部又は全部についてその払込みを免除しないことがあるとの条項がありますが、各生命保険会社とも、今回はこの地震削減条項を適用しない方針です。

Q199

保険料の支払を一時待ってもらうことはできますか。

A

(1) 失効の防止措置

今回の地震により保険料の払込みが困難となった場合、生命保険会社に申し出ることにより、一定期間、保険料の払込みを猶予する取扱いを実施しています(全社共通の取扱い)。ただし、右猶予申出の取扱期間をいつまでとするかは決めていませんが、大体地震の日から6カ月間ぐらいの由です(各社に問い合せて下さい)。

これは、年払い、半年払い及び月払いなどの支払方法のいかんを問わずに適用されますが、いずれの場合も、6カ月経過時には、猶予された保険料を一括又は分割で支払う必要があります。

(2) 申出手続

申出手続は、各生命保険会社によって異なる様子です。

緊急の場合、契約者などが本社・支社に出向かなくとも、電話などによっても受け付けています。たとえば、月払契約の場合、2カ月間保険料の支払を怠ると契約が失効しますので、早めに申し出る必要があります。

(3) 適用の対象

- ① この措置は、平成7年1月17日時点で生命保険契約が有効に継続してさえいれば適用されます。すでに支払猶予期間中(平成7年1月17日の時点で保険料の支払が遅滞)のものにも適用されます。
- ② 保険料の支払方法について、団体扱特約のある場合(たとえば、勤務先で給与から天引する方法で保険料を支払っている場合)、勤務先が被災地に所在していれば、仮に契約者個人が被災地以外に居住していても、この措置を受けることが可能かと思われます。いずれにせよ、早めに申し出ることが重要です。

Q200

生命保険会社が、保険料を一時立て替えることがあると聞きましたが、本当でしょうか。

A

自動振替貸付という制度があります。

これは、一定期間が経過した契約で、解約返戻金がある保険契約者に保険料を貸し付け、その貸付金を自動的に保険料の払込みに振り替え充当するという制度です。生命保険契約を締結すると、原則として自動振替貸付条項が適用されますが、保険契約者が反対の申出をした場合には、この取扱いを行っていません。

Q201

生命保険会社から貸付を受けられるというのは本当ですか。

A

- (1) 契約者貸付制度があります。生命保険の契約者は、養老保険や終身保険などの主契約を解約した場合に払戻しを受けられる解約返戻金額の9割の範囲内で、生命保険会社から貸付を受けることができます。
- (2) 生保大手5社などは、平成7年1月17日から同年3月末日までに、契約者貸付の申出があったものについては、同年9月末日までの契約貸付にかかる利率を一律年3%に軽減することを決定しています(通常は5.75%です)。ただし、この軽減利率が適用される貸付金の上限額は、各生保会社ごとに異なります。注意して下さい。他の生命保険会社も同様の措置をとる予定です。

簡易保険も、契約貸付の利息を年3%の金利に改め、30万円としていた貸付限度額を撤回しました。

5 保険金・給付金の請求手続について

Q202

本来必要な添付書類には、どのようなものがありますか。

A

(1) 死亡保険金等

会社所定の請求書、死亡診断書(又は死体検案書)、不慮の事故を証する書面、被保険者・請求者の戸籍抄本、請求者の印鑑証明書、保険証券。

なお、「死亡診断書」とは、生前から診療に携わっていた医師が、その患者の死亡を証明する診断書で、「死体検案書」とは、医師の診察を受けないで死亡した者の死亡を確認する医師の証明書をいいます。

(2) 災害入院給付金等

所定の請求書、入院・手術証明書、不慮の事故を証する書面、被保険者・請求者の戸籍抄本、請求者の印鑑証明書、保険証券。

Q203

今回は添付書類の一部を省略できると聞きましたが、具体的にはどのような取扱いになるのですか。

A 今回の地震では、多くの方が保険証券や印鑑を焼失していることから、生命保険会社では、必要添付書類のうち、保険証券などが手元にない場合の救済措置として通常よりも簡易な手続で支払を受けられる制度が設けられています。

- (1) 被保険者の住民票及び不慮の事故を証する書類(具体的には地震による死亡・傷害を証明する書類)を求めない(全社共通の取扱い)。ただし、転居などがある場合は、住民票が必要との扱い。
- (2) それ以外に、いかなる書類を省略することが可能か、いかなる書類で代用可能かについては、会社間で取扱いが異なります。加入の会社に問い合わせる必要があります。
- (3) 予想される取扱いとしては、
 - ① 保険証券は、会社所定の支払請求書の末尾などにその紛失を届け出ることで足りる。
 - ② 死亡保険金受取人の本人確認の資料としては、印鑑証明書に代えて本人の顔写真付書類(運転免許証など)を提示することでも可能です。
 - ③ 死亡保険金請求に必要な死亡診断書や死体検案書については、そのコピーでも差し支えない模様です。
また、新聞や雑誌などに被保険者が死亡した旨の記載があれば、死亡保険金の一部支払という形で、比較的少額の範囲で先行して支払ってもらえるようです。
遺体が確認できず、行方不明の方でその死亡がほぼ間違いない場合は、その死亡について何らかの公的文書類(警察・消防や市区町村長などが作成したもの)があるときも同様の扱いとなるでしょう。

- ④ 入院給付金などは、被保険者が給付金受取人となることから、受取人の本人確認の資料としては、顔写真付書類のほか、生命保険会社の外務員の本人に間違いのない旨の証明書でも代用可能でしょう。
- ⑤ 入院給付金などの請求に必要な診断書
契約締結からの経過年数などを考慮の上、比較的少額な範囲では、診断書に代わる書類(たとえば、病院からの領収書など)を添付した会社所定の事情説明書を提出することでも支払は可能です。
- ⑥ 契約者貸付は、契約者が貸付を受ける本人なので、契約者本人の確認資料としては、顔写真付書類や外務員の証明のほか、生命保険会社が契約者に対してのみ発行する書類やカードなどを所有していれば、一定限度までなら貸付を受けられるようです。

6 同時死亡と生命保険金の帰属

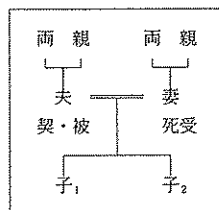
Q204

死亡保険金受取人も被保険者と同時に死亡している場合、誰が保険金を受け取ることになりますか。

A 図(次頁)のとおり、夫が契約者で被保険者、妻が死亡保険金受取人の保険契約で、夫婦とも同時に死亡し、夫婦間に子供が2人いる場合には、次に述べる取扱いとなります。

- (1) 民間生命保険会社の取扱い

この点は、各生保会社の約款がかなり異なっており、各社約款を見る必要があります。



日本生命の約款を前提にすると、被保険者と同時に受取人が死亡したのですから、死亡保険金受取人の妻の相続人、すなわち、子₁と子₂が受取人になり、法定相続割合で受け取ることとなります。子₁と子₂も含めて一家がすべて亡くなった場合は、妻の両親が受取人となります。

この受取割合も、法定相続割合とする会社と均等とする会社に分かれていますので、加入の生命保険会社に問い合わせて下さい。

(2) 郵便局の簡易生命保険

被保険者の配偶者（内縁を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者、被保険者の生計を維持していた者が、この優先順序に従って受取人になります（簡易生命保険法55条）。

したがって、まず子₁と子₂が受取人となり、子供も死亡しておれば、夫の父母が受取人になります。

(3) 被保険者と死亡保険金受取人との死亡時刻が明らかに異なっている場合には（医者の死亡診断書によることとなります）、夫と妻のいずれが先に死亡したかによって保険金の帰属が異なることがあります。この場合については、各加入会社に個別に相談して下さい。

Q205

同時死亡の場合も、簡易な手続で保険金が支払ってもらえますか。

A

簡易な手続によっては難しいでしょう。

それは、死亡保険金受取人が被保険者かの違いはあっても、いずれの場合もまず誰が法定相続人かを確定することが必要となり、そのためには戸籍謄本で相続人を確認することができないからです。つまり、この問題は、窓口の方が特定のAか否かを問題としているのではなく、Aの相続人は誰かが問題になっているためです。

したがって、親族一同の署名のある証明書があっても、保険金の支払を受けるのは難しいでしょう。

7 生命保険契約の復活

Q206

生命保険契約が失効しても、復活させることができると聞きましたが、本当ですか。

A

生命保険契約は、失効してから3年間（保険種類によっては1年間の場合もあります）は、一定の手続をとれば復活させることができる制度を設けています。すでに失効してしまっている契約も、復活手続を取ることでより前の契約を継続できます。ただし、未払いだった保険料は一括して支払うことが必要です。

ただし、たとえば、平成7年1月31日に、この3年の復活可能期限

が到来する契約についても、その期限を延長する特例措置はとられない様子です。

復活を考えておられる方は、注意が必要です。

8 承諾前死亡の取扱いについて

Q207

今回の地震以前に、主人はある保険会社と生命保険契約の申込みを行い、初回保険料充当金を支払い、かつ、お医者さんの診査も受けました。ところが保険会社から保険証券が送られてこない間に、主人が地震で死亡してしまいました。このような場合、死亡保険金は支払われるのでしょうか。

A

支払を受けられる可能性があります。

生命保険契約も契約の一つですから、契約者が申込みをした後、保険会社が承諾することによって成立するのが原則です。しかし、社内ですでに承諾を決定していたが保険証券を送付する前に被保険者が死亡された場合や、告知した疾病を問題にしていたが建物倒壊で圧死した場合のように因果関係が認められない場合には、契約は成立していませんが、支払の対象になりえます。学説上、「承諾前死亡」といわれています。

ただし、前から持病のあった方が、保険診査の際にこれを黙秘(重要事実の不告知)していて、震災後、治療が受けられなくてその持病が原因で死亡された場合には、保険金は支払われません。

第14

身分法関係

1 行方不明者の財産管理

Q208

行方不明者の財産管理はどうすればよいのでしょうか。

A

(1) 今回の地震災害によりいまだ行方不明と報道されている方々が震災後10日を経てなお29名と報道されています(平成7年1月27日午後10時45分現在)。

このような行方不明者が財産を所有している場合、誰がその財産管理を行うかが問題となります。

(2) きわめて稀なことですが、行方不明者が前もって自ら財産管理人を置いていた場合や行方不明者に法定代理人(たとえば、未成年者の親権者、禁治産者の後見人など)がいる場合は、その者が行方不明者の財産を管理することになります。

(3) (2)以外の普通の場合には、行方不明者となった人の債権者・相続人・担保権者などの利害関係人又は公益的立場から検察官が、家庭裁判所に財産管理人の選任の申立てを行います。家庭裁判所は、調